

○埼玉県危機対策本部設置規程

令和3年3月30日県・公営企業・流域下水道事業・教育委員会・警察本部訓令第1号

目次

標題	
発令	
宛先	
公布文	
題名	
目次	
第一条（設置）	
第二条（所掌事務）	
第三条（本部長、副本部長及び本	
2	
3	
4	
5	
6	
7	